

あなたのまわりに このような方はいませんか？

高齢者の消費者トラブルでは、『だまされたと気づかない』『被害にあっても誰にも相談しない』という特徴があります。このような高齢者を次々と狙う悪質業者もいます。消費者トラブルをくい止めるためには、高齢者と日常的に接している身近な方々が、まず変化に気づき、相談機関につなぐことが重要になっています。高齢者の安心は地域社会で守りましょう！

例1

あたかも公的機関の職員やその関係者であるかのように語って契約させるかたり商法



例2

無料で点検すると言い、不安感をあおり、安くすると言って契約させる点検商法



例3

会場で日用品を無料で配り巧みな話術で雰囲気盛り上げ、高額な商品売りつけるSF商法



例4

糖尿病に効いたなどのセールストークで関心をあおり、大量の健康食品を薬効うたって勧誘



悪質商法の被害にあわないための5か条

- ① いらないものは、『いりません』とはっきり断る。
- ② うますぎるもうけ話に注意する。
- ③ 契約する前に、契約書やせつめい書をよく読む。
- ④ 勧誘されてもその場の雰囲気に関わらず、落ち着いてよく考える。
- ⑤ 家族や友人など信頼できる人に相談する。

相談を受け
付けています。

八重瀬町地域包括支援センター(八重瀬町役場内) TEL098-835-7247